

10) 養老の定義を明確にすると共に呼吸器病を公傷とすること

11) 質銀の算出は全収入を勤勞日数で割る

12) その他労働者本位に改正すること

実行辦法は他の立法改正の同じ

### 労働組合法即時制定要求の件

根拠本部

説明

主文

組合法は労働者の罷業権、団体権を確保する上に是非必要と認め即時制定実施を要求す。

理由

現在資本主義社会に於て労働階級が支配階級に對據する力の衰弱は無産者の組織的力である。その組織を拡充しより強固ならしめるには労働者が完全に團結することだ。

この團結を国家的権利に依つて保護し労働者の生活條件を改善する則ち労働組合法の制定は必要である。先達諸國の

労働階級は労働組合法獲得の鋭き斗争を通じて十九世紀末に既に取るに到つたが此れは、我國民階級は労働階級全体の要求を踏み躰つて資本家、地主の思慮と存り着してある。見よ、現日政府は組織當時並に去る総選挙に於いて組合法の制定を主張しながら總選挙終了直後は知らぬ半兵工をさめ込め特別法を採へておろがし提出し、事を声明しし着る。此れ明に資本家本意の産業合理化を強行せしむる物に労働者の團結権を粉碎して資本家の御用を勉めんとするに外ならぬ。

- 一 我輩は資本家階級の強力を有する政勢を前にして労働運動の基礎的出發点として組合法の制定を即時要求する事を本大会に提出し、此の各條を基礎とする組合法の制定施行を要求す。
- 二 現存の組合法はその儘承認する
- 三 各人の資格は任意届出主義とする
- 四 組合の範圍を制限せざる
- 五 組合は賠償の責任を一切負ふこと
- 六 雇主、及び使主は労働者が組合員たる故を以て解雇し又